

## 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令要綱

### 一 個人所得課税

- 1 金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収不適用の特例の適用対象となる金融商品取引業者等の範囲から、非上場有価証券特例仲介等業者を除外することとする。（第3条の3関係）

（注）上記の改正は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行の日以後に支払を受けるべき公社債の利子又は社債的受益権の剰余金の配当について適用する。（附則第2条関係）

- 2 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例について、次の措置を講ずることとする。（第25条の10の2関係）

(1) 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、居住者等が勘定廃止通知等の提出又は提供をして上場株式等の振替口座簿への記載等に係る口座に設けられた特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないものとされる勘定に係る上場株式等で、当該口座から特定口座への振替の方法により当該上場株式等の全てを受け入れるもの等を加える。

(2) 居住者等が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等である特定受益証券発行信託の受益権に係る特定受益証券発行信託の受託者は、元本の払戻しを行った場合には、当該特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、元本減少割合等を通知しなければならない。

（注）上記(2)の改正は、令和8年4月1日以後に行われる払戻しについて適用する。（附則第6条関係）

- 3 特定口座開設届出書又は非課税口座開設届出書等の提出をする者が告知をする場合において、その告知を受ける金融商品取引業者等の営業所の長が、その者に係る特定通知等を受けて作成された一定の事項を記載した帳簿を備えているときは、その者は、当該金融商品取引業者等の営業所の長に対しては、個人番号の告知を要しないこととする。（第25条の10の3、第25条の13関係）

- 4 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等について、次の見直しを行うこととする。（第25条の12関係）

(1) 特例の適用を受けた控除対象特定株式又は特例控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法の見直しを行う。

(2) 特例の適用を受けた年の翌年中に特例適用控除対象特定株式の一定の譲渡を

した場合における当該特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法等を定める。

(注) 上記(2)の改正は、令和8年1月1日以後に払込みにより取得をする特例適用控除対象特定株式について適用する。(附則第7条関係)

5 特定新規中小企業者とその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等について、次の見直しを行うこととする。(第25条の12の2関係)

(1) 特例の適用を受けた控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法の見直しを行う。

(2) 特例の適用を受けた年の翌年中に適用控除対象設立特定株式の一定の譲渡をした場合における当該適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法等を定める。

(注) 上記(2)の改正は、令和8年1月1日以後に払込みにより取得をする適用控除対象設立特定株式について適用する。(附則第8条関係)

6 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとする。(第25条の17関係)

(1) 非課税承認要件の特例の対象となる公益法人等の範囲に、国立健康危機管理研究機構を加える。

(2) 承認に係る特例の対象となる公益法人等の範囲に、国立健康危機管理研究機構、準学校法人、公益信託の受託者等であって、その贈与等に係る財産を特定管理方法により管理する等の要件を満たしたものを加える。

(3) 贈与等に係る財産を特定管理方法により管理する場合における非課税措置の継続適用の特例の対象法人の範囲に、国立健康危機管理研究機構、準学校法人、公益信託の受託者等を加える。

7 65歳以上の居住者に係る源泉徴収を要しない公的年金等の額の特例について、特例に係る額を168万円(一定の公的年金等については、90万円)(現行：158万円(一定の公的年金等については、80万円))に引き上げることとする。(第26条の27関係)

(注) 上記の改正は、令和8年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用する。(附則第10条関係)

8 令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例について、公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額を定める基準となる公的年金等の額を定めるとともに、本特例による基礎控除の控除額の引上げに

伴う源泉徴収を要しない公的年金等の額の引上げを行うこととする。(第26条の27の2関係)

(注) 上記の改正のうち本特例による基礎控除の控除額の引上げに伴う源泉徴収を要しない公的年金等の額の引上げについては、令和8年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用する。(附則第11条関係)

9 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除について、対象となる学校法人等に閲覧の請求があった場合における閲覧対象とすべき書類の範囲に、監査報告等を加えることとする。(第26条の28の2関係)

## 二 法人課税

1 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる中小企業者に該当する法人の細目を定めることとする。(第1条の2、第27条の6関係)

2 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除制度について、情報通信産業振興地域に係る措置及び産業イノベーション促進地域に係る措置の対象となる事業の見直しを行った上、各区域に係る適用期限を2年延長することとする。(第27条の9関係)

3 地域経済牽引<sup>けん</sup>事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる特定地域経済牽引事業施設等の取得価額の最低限度を1億円以上(現行:2,000万円以上)に引き上げることとする。(第5条の5の2、第27条の11の2関係)

4 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる特定経営力向上設備等の取得価額の最低限度等を定めることとする。(第27条の12の4関係)

5 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度について、対象となる研究所用の施設に係る要件のうちその取得等に必要資金の額の最低限度を4億5,000万円以上(現行:4億円以上)に引き上げることとする。(第28条の4関係)

6 共同利用施設の特別償却制度について、対象となる共同利用施設のうち建物の取得価額の最低限度を650万円以上(現行:600万円以上)に引き上げることとする。(第28条の6関係)

7 再資源化事業等高度化設備の特別償却制度について、対象となる再資源化事業

等高度化設備の範囲等を定めることとする。(第28条の8の2関係)

8 特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の見直しを行うこととする。(第6条の3、第28条の9関係)

(1) 沖縄の特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、産業イノベーション促進地域に係る措置の対象となる事業の見直しを行った上、各区域に係る適用期限を2年延長する。

(2) 沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却制度の適用期限を2年延長する。

(3) 半島振興対策実施地域に係る措置及び離島振興対策実施地域に係る措置について、対象となる情報サービス業等を情報サービス業その他の一定の事業とした上、その適用期限を2年延長する。

9 保険会社等の異常危険準備金制度について、次の見直しを行うこととする。(第33条の2関係)

(1) 異常災害損失の計算を区分ごとに行う異常災害による損失の発生の状況が類似する保険(以下「特定保険」という。)及びその区分の細目を定める。

(2) 特定保険の異常災害損失率を100分の55(現行:100分の50)に引き上げる。

(3) 各事業年度終了の日前10年以前に終了した事業年度において積み立てた異常危険準備金の金額のうち益金の額に算入する金額の計算における保険の種類について、特定保険については、(1)の区分とする。

(4) 火災共済に係る積立率の特例の適用期限を3年延長する。

(5) 火災保険等に係る積立率の特例について、対象となる事業年度から除外される事業年度をその事業年度終了の日において法人の行う特定保険に係る異常危険準備金の金額がその特定保険の当年度保険料等に100分の30を乗じて計算した金額を超える場合のその事業年度とした上、その適用期限を3年延長する。

10 探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度について、次の見直しを行うこととする。(第34条関係)

(1) 探鉱準備金制度について、適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度における積立限度額の計算の基礎となる金額を定める。

(2) 海外探鉱準備金制度の対象となる国内鉱業者に準ずるものの判定における国外子会社の要件のうち「その法人の役員及びその法人又はその子会社の技術者が派遣されていること」との要件について、その法人の重要な使用人が業務を執行する役員として派遣され、及びその法人又はその子会社の技術者が派遣さ

れている場合にも要件を満たすこととするとともに、技術者から重要な使用人を除外する。

- 11 農業経営基盤強化準備金制度における損金算入限度額の計算の基礎となる金額のうち農用地の取得に充てるための金額について、農用地のうち農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の区域において当該法人の利用が見込まれるものの取得に充てるための金額に限定することとする。(第16条の2、第37条の2関係)
- 12 農用地等を取得した場合の課税の特例の圧縮限度額の計算の基礎となる金額における交付金等のうち農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額について、交付金等のうち11の見直し後の農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額とすることとする。(第16条の3、第37条の3関係)
- 13 特定目的信託に係る受託法人の課税の特例について、超過分配事業年度以後の各事業年度に係る金銭の分配の額が分配可能額の100分の90相当額を超えていることとの要件における分配可能利益の額に加算する金額の計算の基礎となる純資産価額から控除する金額の範囲に評価・換算差額等の額を加えることとする。  
(第39条の35の2関係)

### 三 国際課税

令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会の公式参加者等に係る課税の特例について、本特例の対象となる非居住者及び国内源泉所得の範囲についての細目等を定めることとする。(第19条の2、第39条の33の2の2関係)

### 四 資産課税

- 1 認定事業再編計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる計画の範囲に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の安定取引関係確立事業活動計画等を加えることに伴う所要の整備を行うこととする。(第42条の6関係)
- 2 特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の見直しを行うこととする。(第43条の3関係)
  - (1) 特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が不動産の取得後に新築等又は特

定増築等に着手するまでの期限に係る要件を、不動産の取得後3年以内（現行：2年以内）とする。

- (2) 特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が取得する建替え又は特定増築等を行うことが必要な建築物の築年数に係る要件を、建築物が新築された日から15年超（現行：10年超）とする。

## 五 消費課税

- 1 海軍販売所等における免税物品の購入方法等について、外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）の見直しに伴い、所要の整備を行うこととする。（第46条関係）

- 2 輸出酒類販売場制度について、次の見直しを行うこととする。（第46条の8の2～第46条の8の4、第46条の8の7関係）

- (1) 免税購入対象者が輸出酒類販売場で免税対象酒類を購入する際の免税購入手続の方法を次のように見直す。

- ① 船舶観光上陸許可等の上陸の許可を受けて在留する免税購入対象者が輸出酒類販売場において免税購入する場合には、旅券及び船舶観光上陸許可書等を輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提示することとする。

- ② 免税購入対象者が輸出に係る運送契約を締結して、その場で国際第二種貨物利用運送事業者に引き渡す場合の免税購入手続の方法を廃止する。

- (2) 輸出酒類販売場の許可の要件に、免税販売手続及び酒類購入記録情報の提供等を適正に実施するための必要な体制が整備されていることを加える。

- (3) 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、税関確認情報の受領に係る事務を承認送受信事業者に委託して行わせることができる。

- (4) その他所要の措置を講ずる。

(注) 令和8年10月31日において輸出酒類販売場の許可を受けている販売場は、同年11月1日において輸出酒類販売場の許可を受けたものとみなす等の経過措置を講ずる。（附則第23条関係）

- 3 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例について、一定の加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合の計算の細目及び品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算しないものの範囲を定めることとする。（第46条の8の9、第46条の8の10関係）

(注) 上記の改正は、令和8年4月1日から施行する。（附則第1条関係）

4 自動車重量税率の特例に係る特定の検査自動車の範囲等及び使用済自動車に係る自動車重量税の還付制度について、車検制度の見直しに伴い、所要の整備を行うこととする。(第51条の3、第51条の5関係)

六 その他所要の規定の整備を行うこととする。

七 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和7年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)